

軽自動車・バイクの名義・住所 変更、廃車手続は3月末までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して1年分が課税されます。月割りではありません。4月2日以降に廃車等をして、全額を納める必要があります。
※3月下旬は大変混雑しますので、必要書類等事前に問

い合わせをし、早めに手続をしてください。

● **車種・区分・ナンバー・手続場所**
左表のとおり

問▼市民税課
(☎71)2213

車種・区分・ナンバー・手続場所			
車種・区分	ナンバー	手続場所	
原動機付自転車	二輪125cc以下	安城市	市民税課、明祥支所、桜井支所、北部出張所
	三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下		
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター等)	1 三河	愛知県軽自動車協会三河分室(豊田市若林西町西葉山48-1 / ☎0565(52)3111)
	その他(フォークリフト等)		
軽自動車	二輪125cc超250cc以下(側車付含む)	三河	愛知県軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所(豊田市若林西町西葉山48-2 / ☎050(3816)1772) 愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所(豊田市若林西町西葉山46 / ☎050(5540)2047)
	三輪・四輪		
	トレーラー		
二輪の小型自動車	250cc超		

軽自動車税の減免制度

次に該当する車両は、申請することで軽自動車税の全額が減免になります。
なお、平成28年度に減免を受けている人には、平成29年度の申請書を送付します。

◎対象車両

■ **障害者等が所有する車両**
一定の障害以上の身体・知的・精神障害者等が所有・使用する軽自動車やバイクで、障害者1人につき1台

的・精神障害者等が所有・使用する軽自動車やバイクで、障害者1人につき1台
● **申請に必要なもの** 左表のとおり

※障害の内容により減免にならない場合や、家族運転でも対象になる場合があります。普通自動車税の減免やタクシー利用料金助成利用券の交付を受けている場合

障害者等が所有する車両の減免申請に必要なもの	
運転者	必要なもの
障害者本人	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④身体障害者手帳・戦傷病者手帳のいずれか1つ
障害者と同一世帯の家族	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
障害者と同一世帯でない家族	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④生計同一証明書 ⑤身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
常時介護する人	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④常時介護証明書 ⑤身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ

は減免できません。

■ **公益のために所有する車両**
社会福祉法人等が社会福祉事業をするために所有している軽自動車等

● **申請に必要なもの** 代表者の印鑑・車検証・社会福祉法人の定款等

■構造車両

車いす移動車等、身体障害者が利用するために構造を改造し、乗降用スロープや固定装置を装備した軽自動車や消防車等

● **申請に必要なもの** 印鑑・車検証・車両写真等、構造のわかるもの

◎申込

5月31日(木)までの午前8時30分～午後5時15分(土)(日)(祝を除く)に、それぞれ申請に必要なものを持ち市民税課

問▼市民税課
(☎71)2213

第32回安城市民デンパーク駅伝大会の交通規制 とデンパーク無料デー

大会開催に伴い、周辺道路を交通規制します。規制やう回路等は、現地係員の指示に従ってください。協力をお願いします。

- **規制日時** 2月12日(日)午前9時15分～11時30分
- **規制箇所** デンパーク周辺(左図参照)

● **その他** 駅伝大会コースへは、自転車の侵入も不可

● **問い合わせ** 市体育館(☎75)3535

■ **デンパーク無料デー**
当日は午前8時から、無料で入園できます。

● **問い合わせ** デンパーク(☎71)2243

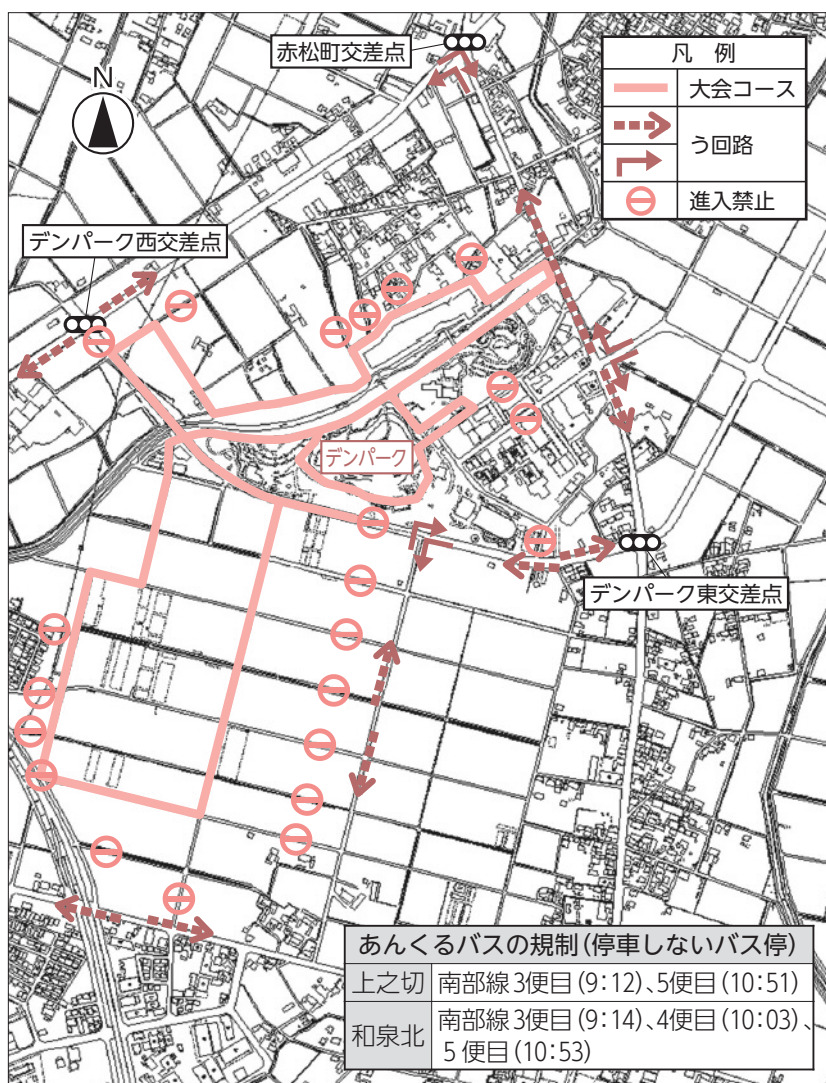
(☎92)7111

■ **あんくるバスの規制**
規制中、次のバス停には停車しません。上之切↓南部線

3・5便目 和泉北↓南部線 3・5便目

● **問い合わせ** 都市計画課(☎71)2243

交通規制図



あんくるバスの規制(停車しないバス停)	
上之切	南部線3便目(9:12)、5便目(10:51)
和泉北	南部線3便目(9:14)、4便目(10:03)、5便目(10:53)

国内交流事業に補助金を交付

本市と災害時相互応援に関する協定を締結した市との教育、文化、産業等における交流を支援します。

- **防災に関する意見交換等**
※事業には、市内在住者、交流地域在住者それぞれ5人以上の参加が必要です。
- ※政治、宗教及び営利を目的とするもの、公の秩序を乱すおそれのあるものは対象外です。
- **補助内容** 事業を実施する市への交通費・会場使用料等の2分の1(上限10万円(千円未満は切捨て)、予算を超える申込があった場合は抽選)
- **申込** 2月1日(水)～24日(金)午前8時30分～午後5時15分(土)(日)(祝を除く)、申込書、会員名簿、活動内容の分かるもの、交流事業の計画書及び予算書(様式は自由)を持参加郵送(必着)で市民協働課(〒446-18501住所記載不要)
- ※申込書は同課・市公式ウェブサイトで配布。
- ※申請予定額が予算の上限に達するまでは、随時受付します。



となみチューリップフェアに参加

- **対象団体** 市内在住の5人以上で構成し、規約等があり、市内で活動している団体
- **対象事業** 千葉県香取市、富山県砺波市、石川県加賀市、長野県飯田市、岐阜県多治見市、静岡県掛川市、半田市、新城市で活動する団体と各市又は市内で実施する次の交流事業
- スポーツや音楽、演劇等を通じた交流
- 地域振興に係る交流

問▼市民協働課
(☎71)2218